

世界遺産富士山フォトコンテスト企画運営業務委託仕様書

1 委託業務名

世界遺産富士山フォトコンテスト企画運営業務委託

2 業務の目的

世界遺産富士山をテーマとしたフォトコンテストを実施することにより、芸術の源泉や信仰の対象となった「世界文化遺産としての富士山」の顕著で普遍的な価値や魅力について、世界遺産登録から10年が経過した今、改めて普及啓発を図るとともに、国内外に向けた富士山の魅力発信に資する「富士山の新しい顔となり得るインパクトのある写真」を収集し、各種コンテンツで活用することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年12月10日（火）まで

4 業務内容

フォトコンテストの企画・運営

① フォトコンテスト企画内容

山梨県が作成した下記フォトコンテスト企画案・募集概要案を元にフォトコンテストを企画すること。なお、詳細は県と協議の上、決定することとする。

(フォトコンテスト企画案)

(1) 名称 やまなし世界遺産富士山フォトコンテスト

(2) コンセプト 世界文化遺産富士山ー芸術の源泉ー

(3) 部門

①写真部門：世界文化遺産富士山（構成資産を含む）、富士山の関連行事等を撮影した写真に残る美しい富士山、荘厳で雄大な富士山、これまでにない撮影箇所やアングルから撮影された新しい視点の富士山、世界文化遺産富士山の構成資産や富士山に関連する地域ならではの行事等、見る者の心に響き、心を動かすような作品を募集する。

②デザインアート部門：富士山の写真を用いたアート作品

富士山の写真を現代アート風に加工した作品、イラスト・アニメ風に加工した作品、富士山の写真と別の写真を合成した作品等、富士山を取り入れた写真を自由な発想でアレンジしたデジタル作品を募集する。

(募集概要案)

作品募集期間：令和6年6月初旬～令和6年9月10日頃まで
結果発表：令和6年11月下旬頃
入選作品数：約20～30作品
募集部門：2部門
作品受付方法：特設webサイトの応募フォームより受付（郵送不可）
賞金総額：約130万

※山梨県（県が許可した第三者を含む）は応募作品を各種印刷物やWEBサイト・SNSへの掲載、イベントでの展示やイベント作成物への使用など山梨県及び富士山のPR事業のために必要とする利用目的に撮影者の許諾なく無償かつ無期限に利用できるものとする。

※入賞者への賞金、審査委員への謝金・交通費の支払いは県が行う。

②チラシ制作及び配布

フォトコンテストの周知及び作品募集のためのチラシをデザイン、印刷、配布する。

・デザイン・記載事項

フォトコンテストの魅力が伝わるデザインとし、募集要項、応募にかかる注意事項等を記載すること。

・仕様・枚数

A4サイズ、表カラー・裏モノクロ／110kgで7,000部制作すること。

・配布先

写真店や登山用品専門店など20箇所以上に制作したチラシを各100部程度送付し、残りについては山梨県に納品すること。（配送や設置等にかかる費用は委託料に含める。）

③特設HPの設置及びWEB告知ページ・応募フォームの制作

山梨県共有サーバ上での特設HP設置及び告知・作品募集・結果発表等を行うWEBページ・応募フォームを制作する。

・県共有サーバ上でのフォトコンテスト特設ページ設置について

山梨県HPの管理者と特設ページ設置業務に係る委託契約を締結し、県の共有サーバ上に特設ページを設置することとし、見積書の中にその経費を含めること。

なお、見積書の中に含める共有サーバへの設定作業費は次のとおりとする。

金110,000円（消費税及び地方消費税を含む）

・WEBページデータ納品方法

県HPに掲載するためのHTMLデータを納品する。（アップ作業は県で行う。）

- ・応募フォームについて
WEB上での応募に対応するためのフォームを作成し、作品データ受付、データ保管及び管理を行う。
- ・HPの周知について
完成したHPについて、フォトコンテスト情報サイト等の各種媒体に情報提供するなどし、より一層の周知を図ること。

④フォトコンテスト運営

フォトコンテストの運営、統括業務を担う事務局として以下の業務を行う。

- a) 応募要項の作成
- b) フォトコンテストの進行管理
- c) 応募に関する問い合わせ対応業務 ※告知開始時から審査結果発表まで
- d) 応募作品のデータ及び応募者の個人情報の管理（応募フォーム管理）
- e) 審査委員選定 ※人選については県と協議の上決定
- f) 審査会準備（事前審査の実施、作品のプリント、会場手配等）及び進行、入賞作品の整理 ※入賞作品選定については県と協議の上決定
- g) 入賞作品の画像チェック（入賞作品として権利等の問題がないかどうかの確認）
- h) 入選者との連絡調整、入選者から原版データ取り寄せ
- i) データ納品

5 成果物

（1）作品画像データ

① 入賞作品について

データをDVD等に保存し、令和6年10月末までに山梨県へ提出すること。

② その他の作品について

データをDVD等に保存し、本業務完了後10日以内に山梨県へ提出すること。

（2）委託業務完了報告書

委託業務が終了したときは、次の資料を業務完了後10日以内に提出するものとする。

- ・委託業務完了報告書（紙媒体2部及びDVD等による電子データ1部）
- ・当該業務の遂行過程で取得、作成したデータ・資料等
- ・当該業務の遂行過程で制作したもの

6 留意事項

- （1）本業務の全部を一括して再委託することは認めない。ただし、本業務の一部を再委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

- (2) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である山梨県が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (3) 本業務の実施で得られた成果、情報等の所有権や著作権は山梨県に帰属する。
- (4) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (5) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (7) 本業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (8) 事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合や業務執行上やむを得ない事情が発生した場合など、当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、山梨県と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第50号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること